

事務連絡
平成30年6月14日

各正会員
事務局責任者様

公益社団法人全国産業資源循環連合会
専務理事 森谷 賢

低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業の公募について (周知依頼)

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、産業廃棄物処理業における地球温暖化対策に効果的な対策として、収集運搬に関わるトラック等の車両更新の際、低炭素化に配慮した機種を選定することも有効であります。

このような状況の中、標題に関する事業の公募のお知らせが、執行団体ホームページで公表されました。

つきましては、貴職におかれましても貴協会会員に対し周知頂く等、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、下記の連絡先にご確認頂ければと存じます。

記

【事業名】低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業
(平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)

【概要】中小トラック運送業者について燃費性能の高い低炭素型ディーゼルトラックの導入を支援し、低炭素社会の創出を促進するため、車両導入経費の一部を補助する。(別添、パンフレット及び公募要領(抜粋)参照。)

【URL】http://www.levo.or.jp/fukyu/hojokin/h30_index.html

【公募期間】平成30年6月11日(月)～平成31年1月31日(木)

【連絡先】(一財)環境優良車普及機構
〒160-0004 東京都新宿区四谷2丁目14番8号 YPCビル6F
TEL: 03-5341-4577 FAX: 03-5341-4578
Mail: hojokin@levo.or.jp
担当: 『低炭素型ディーゼル車普及事業』執行グループ

(連合会担当: 横山)

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業)

低炭素型ディーゼルトラックの導入で 補助金申請ができます！

低炭素型ディーゼルトラック(※)を購入またはリースで導入した場合、補助金申請ができます。

対象：平成30年4月2日～平成31年1月31日に新車新規登録された事業用車両



本事業は、中小トラック事業者が低炭素型ディーゼルトラック(※)を導入し、エコドライブを含む燃費改善の取り組みを継続的に実施・改善する体制を構築することにより、二酸化炭素の排出削減を図り、地球環境保全に資することを目的とした補助事業です。

必要な書類をそろえて申請いただき、審査を通過すると補助金が交付されます。

※低炭素型ディーゼルトラック

平成27年度重量車燃費基準を大型車及び中型車は+5%以上、小型車は+10%以上達成した車両
具体的には、排出ガス規制識別記号が、下記の新車新規登録車両

車型区分(車両総重量)	補助対象となる排出ガス規制識別記号	
大型 (12t 超)	「LPG」 「QPG」	「2PG」 「2RG」
中型 (7.5t 超～12t 以下)	「SPG」 「TPG」 「TRG」	
小型 (3.5t 超～7.5t 以下)	「TRG」 「2RG」	

- ・平成30年4月2日から平成31年1月31日の間に新車新規登録された事業用車両で所有権が留保されていないこと。
- ・型式に「改」の付く車両は、公募要領にて適否を確認ください。

概要

- ・受付期間:平成30年6月11日～平成31年1月31日まで
- ・申請台数:1事業者あたり1台
- ・予算額:約28億円
- ・廃車を伴わなくても補助金申請ができます。(廃車の有無により補助金額は異なります)
- ・リースの場合は、リース会社(所有者)が申請者となり、リース料金の減額によって運送事業者に補助金を還元します。
- ・審査は申し込み順に行いますが、予算残額が2割程度に達した場合には当該日付以降は申し込み順の審査は行わず、当該日付から平成31年1月31日までに申し込みのあったすべての申請を対象に審査を行います。また予算残額を超える申請があった場合には、抽選により補助事業者を決定します。
- ・受付状況、予算残額は、弊機構ホームページをご覧ください。



参考:基準額

- ・基準額は、車型区分・廃車の有無によって異なります。(下表参照)

車型区分 (車両総重量)	基準額	廃車の有無(要件は下記を参照)	
		廃車有	廃車無
大型 (12t 超)		75 万円	50 万円
中型 (7.5t 超～12t 以下)		42 万円	28 万円
小型 (3.5t 超～7.5t 以下)		15 万円	10 万円

廃車要件(廃車を伴う場合)

- ・平成 18 年度以前初度登録の事業用トラックであること
 - ・平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 1 月 31 日の間に廃車(永久抹消)するもの
 - ・所有者名が新車登録する車両の所有者名(リースの場合は使用者名)と同一であること
 - ・導入する車両と同じ車型区分以上であること
 - ・廃車するまで過去1年、継続して原則自社で事業用トラックとして使用していたもの
 - ・廃車日の6カ月前の期日における自動車検査証が有効であり、一定距離の走行をしていること
- その他詳細は、[弊機構ホームページを参照ください](#)。

問い合わせ先



一般財団法人 環境優良車普及機構

TEL: 03 (5341) 4577

メールアドレス: hojokin@levo.or.jp

低炭素型ディーゼル車普及事業執行グループ

FAX: 03 (5341) 4578

ホームページ <http://www.levo.or.jp/>

1. 補助金の目的と性格

- この補助金は、中小トラック事業者が低炭素型ディーゼルトラックを導入する事業を支援することにより、トラック輸送においてエコドライブを含む燃費改善のための取組を継続的に実施・改善する体制を構築することにより二酸化炭素排出削減を図り、もって地球環境保全に資することを目的としています。
- 事業の実施によるエネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、事業完了後は事業報告書（燃費改善効果及び二酸化炭素削減効果の実績把握）の提出をしていただくことになります。また適正な財産管理、補助事業である旨の表示（車両へのステッカーの貼付）などが必要です。
- これらの義務が十分果たされないときは、機構より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を解除することもあります。また、新たな申請を受理しない場合もあります。

2. 補助対象事業者

以下①又は②のいずれかに該当する者が補助対象事業者になります。

- ① 以下のア～ウに該当する者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）であること
 - ア 一般貨物自動車運送事業者
 - イ 特定貨物自動車運送事業者
 - ウ 第二種貨物利用運送事業者
- ② 上記①に貸渡す自動車リース事業者

3. 補助対象

低炭素型ディーゼルトラック（該当する型式は別表参照）

- ① 車両総重量3.5トン超の事業用ディーゼルトラックのうち、以下のいずれかの基準を満たす車両を導入すること
 - ア 「平成27年度重量車燃費基準+5%以上達成車」かつ「平成21年排出ガス規制以降の排出ガス規制に適合しているもの」（大型車）
 - イ 「平成27年度重量車燃費基準+5%以上達成車」かつ「平成22年排出ガス規制以降の排出ガス規制に適合しているもの」（中型車）
 - ウ 「平成27年度重量車燃費基準+10%以上達成車」かつ「平成22年排出ガス規制以降の排出ガス規制に適合しているもの」（小型車）
- ② 平成30年4月2日から平成31年1月31日までに新車新規登録された車両であること（割賦等所有権の留保は認められません）
- ③ ①の導入にあたり、廃車を伴う場合には以下ア～カのいずれの要件も満たすこと
 - ア 最新の燃費基準から概ね10%以上燃費の劣る事業用トラック（第10項の審査基準作成委員会に諮って定める要件に該当する事業用トラック）であるもの（ただし、CNGトラック、ハイブリッドトラック及びLPGトラックを除く）
 - イ 平成30年4月2日から平成31年1月31日までに廃車するもの
 - ウ 廃車するまでの過去1年間継続して原則自社で事業用トラックとして使用していたもの

エ 廃車日の6ヵ月前の期日における自動車検査証が有効であるもの、かつ、その有効期間内において一定の走行(第10項の審査基準作成委員会に諮って定める距離の走行及びこれと同等程度の走行)を行ったもの

オ 廃車する車両が導入する低炭素型ディーゼルトラックと同区分以上であるもの

廃車車両	導入車両
大型	大型、中型又は小型
中型	中型又は小型
小型	小型

カ 所有者名が新車登録する車両の所有者名と同一であるもの

※以下の場合には所有者名が同一とみなすことができる。

a. 運送事業者が所有する車両を廃車し、リースにより新車を導入した場合

b. 廃車する車両の使用者名と新車導入する自動車の所有者名(リース導入の場合は使用者名)が同一の運送事業者の場合

*1「廃車」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づき引取業者に使用済自動車を引き渡すことをいう。(永久抹消)

「廃車日」とは、自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面の「引取工程」欄に☉が入るとその直下に表示される「引渡日」を指す。

c. 廃車する車両の使用者が運送事業の吸収合併等により変更となった際、事業の継承が判明する場合

4. 補助額等

補助額は低炭素型ディーゼルトラックの導入に必要な経費のうち機構が承認した経費と、機構が定めた基準額のうち低い額とする。

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額
低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業	低炭素型ディーゼルトラックの導入に必要な経費で機構が承認した経費	燃費水準が平成27年度重量車燃費基準の100分の100以上105未満に該当する、導入対象車両と同規模のディーゼルトラック(以下「標準的燃費水準の車両」という。)の価格と第2欄に掲げる経費との差額の1/3。ただし、低炭素型ディーゼルトラックの導入に伴い平成27年度燃費基準から概ね10%以上燃費の劣る事業用トラックの廃車を併せて行う場合は標準的燃費水準の車両の価格と第2欄に掲げる経費との差額の1/2。